

3. 技術流出防止マネジメントについて

大学等が保有する情報には、機密性のレベルに応じて大きく分類すると、①秘密管理する必要のない情報、②秘密管理する必要がある情報、③営業秘密として管理する必要がある情報の3つに分けることができる。

秘密管理の必要のない①の例として、既に公開済みの研究成果（論文、特許出願等）等が挙げられる。秘密管理が求められる②、③について、大学等が創出・保有する情報として、例えば、以下のような種々の情報が挙げられる¹¹。なお、情報ごとの機密性のレベルは、各機関で定めることが重要である。

- ・ 公開前の研究成果（未発表論文、著作物、出願前の特許情報等）
- ・ 入試やその他試験問題
- ・ 財務・経理
- ・ 人事
- ・ 教職員等の個人情報
- ・ 学生の成績等の個人情報
- ・ 経営戦略
- ・ 求人情報
- ・ 企業等の他者の秘密情報 等

情報の管理という側面で捉えると、多様な側面から適切な管理・運用が要請されるところである。例えば、個人情報保護の観点、営業秘密管理の観点、守秘義務契約・秘密保持契約遵守の観点、安全保障貿易管理の観点等がある。また、インサイダー取引の観点から、インサイダー情報となり得る未公開情報の範囲を常にアップデートして把握しておく必要性からも、情報管理上の適切なマネジメントが求められている。

本報告書においては、技術流出防止という視点から、技術的な情報に関する営業秘密管理を主に検討することとする¹²。ここで、営業秘密管理を適切に行う目的として、大きく2つの要素に分けることができる。すなわち、

- ・ 自らの営業秘密情報等（情報資産・知的資産等）を守ること
- ・ 他者の営業秘密情報等を侵害しないこと

の2つである。

前者については、大学等の公益性や教育研究に与える効果等を踏まえつつ、秘密管理すべき対象を明確化することが重要である。また、後者については、契約遵守による企業等連携先との信頼構築といった意味でも適切な管理が重要であり、そのための具体

¹¹ 経済産業省「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」参照のこと。

¹² 本報告書においては、上記②秘密管理する必要がある情報、及び上記③営業秘密として管理する必要がある情報の両者を包含した情報を「営業秘密情報等」と呼び、この管理を「営業秘密管理」と呼ぶこととする。

的な方策を慎重かつ十分検討することが求められるところである。

本委員会においては、産学官連携活動推進という目的の下での技術流出防止マネジメントについて検討を進めることとし、営業秘密管理（特に、企業等の他者の営業秘密情報を侵害しないこと）と、安全保障貿易管理の両者を中心に検討する。

3－1 技術流出防止マネジメントに関する現状把握

大学等が、産業界との連携を強化していく際に、機密性の高い営業秘密情報等の交換が必要となり、研究成果の取扱いも十分に配慮する必要性が高いため、大学等における営業秘密管理の強化も必要不可欠のものとなる。保有する種々の営業秘密情報等についても、求められるレベルに応じて適切に管理することが必要である。大学等が企業等の連携先から信頼を獲得するためにも、技術流出防止マネジメントの在り方は十分に検討する必要がある。

また、グローバル化が進展する中で、輸出管理を適切に行うことは、法令遵守（コンプライアンス）のためだけではなく、大学等の社会的な信頼を獲得するためにも、取組が必要不可欠である。

（1）営業秘密管理に関する経緯と課題等 **（各種ガイドライン等）**

- 平成23年改訂の経済産業省「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」においては、営業秘密管理する目的を、①自らの情報資産・知的資産を守ること、②他者の営業秘密を侵害しないことの2点と整理した上で、組織的な管理の在り方等について説明されている。
- また、営業秘密の保護強化に向けて、平成27年「営業秘密管理指針」の改訂がなされるとともに、不正競争防止法の一部改正、営業秘密保護マニュアル策定が、経済産業省において検討されているところである。

（環境変化）

- 産業界側において、オープンイノベーションが進展するとともに、オープン&クローズ戦略の実践も進展している。それに伴い、産業界側においてノウハウ等の管理の重要性はさらに増してきている状況であり、産学官連携を行う際においては、大学等側での営業秘密管理も適切な実行が求められるようになってきている。
- また、産業界側において、大型の技術漏えい事例が発生しており、また、顕在化していない技術流出発生の可能性にも懸念が示されるところ、営業秘密等の情報保護

の強化、技術流出の防止は喫緊の課題の一つとなってきた。

（大学等における取組実態）

- 幾つかの大学等に調査した結果、現時点で把握される大学等における営業秘密管理の取組実態は以下のように捉えられる。

- ・（個人管理中心）組織的管理は困難を伴い、研究者との間で秘密保持契約を結ぶ等を行った上で、研究者レベルでの管理を行っている大学等が多くあった。管理レベルは研究者に依存する状況である。
- ・（組織的関与の例）国プロ等で営業秘密管理を組織主導で行う、契約は大学等が行うといった面で大学組織が、営業秘密管理に関与するケースが確認された。
- ・（体制面での困難性）相談窓口、情報管理システム等の整備や過度な営業秘密管理は、マネジメント負担や管理コストが増大することや、営業秘密管理面での必要性の優先度が高いと認識していないことから、現在の状況下においては組織的な体制作りが困難であるという大学等が多い。
- ・（管理対象）営業秘密情報等の特定とその管理レベルの線引きは困難性があると感じているケースも確認された。
- ・（普及啓発等）営業秘密管理について、研究者等の普及啓発が十分に行えていない大学等や、行っても十分理解が得られていない大学等がほとんどであり、研究者等の理解促進に問題を抱えている大学等が確認された。
- ・（学生）学生には宣誓書等を提出の上、教員の指導のもと、営業秘密管理を実行しているケースが確認される等、試行錯誤しながら対策を検討しているケースが確認された。

（大学等における現状の課題）

- 研究者単位での営業秘密管理が中心である中で、適切な営業秘密管理を行う方策、また、大学組織としての関与の在り方について検討の余地がある。
- 秘密管理を行うべき対象が明確になっておらず、営業秘密管理を適切に行いやすい環境醸成が十分でない可能性がある。
- 学生に対する営業秘密管理の具体的な取組の方向性について検討課題がある。

（２）安全保障貿易管理に關す経緯と課題等

（各種ガイドライン等）

- 「輸出者等遵守基準」（平成２２年４月施行）により、大学等も含むほぼすべての輸出者・技術提供者に、①該非確認責任者の選任、② 法令遵守のための指導、所定

の体制等が、遵守基準として法的に求められるようになった（外国為替及び外国貿易法、輸出者等遵守基準を定める省令（経済産業省令第60号））。また、特定重要貨物等（リスト規制品）を扱う組織には、さらなる遵守基準が設けられている。

- 平成22年改訂の経済産業省「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」においては、法令遵守のための効果的な体制整備と機微技術情報の管理水準向上促進を目的として、法令遵守のための手引きとして整理されている。
- 平成23年3月産学連携学会「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」において、学内体制構築を円滑に行うための方策等が説示されている¹³。
- 平成26年に各団体等の連名で提出された「大学に係る安全保障輸出管理行政に関する包括的改善要請書」を踏まえて、平成26年に経済産業省は安全保障貿易管理に関する「大学・研究機関向けQ&A」を改訂し、大学等における取組促進のための環境整備が進められたところである。

（環境変化）

- 昨今、大学等の研究教育活動や産学官連携活動等は、グローバル化が進展する中で、さらなる発展が期待されている。そのような状況下において、技術等を国外へ提供する機関も増加してきているといえ、安全保障貿易管理に取り組む必要がある機関はさらに増してきていると考えられる。

（大学等における取組実態）

- 幾つかの大学等に調査した結果、現時点で把握される大学等における安全保障貿易管理の取組実態は以下のように捉えられる。

- ・（学内理解・普及啓発）学内での普及啓発活動に負担があるケースや、研究者の適切な理解に課題があるケースが挙げられた。
- ・（用途等の確認）研究者レベルから情報があがってこないケースもあり、組織的な情報把握ができていないケースもある。
- ・（該非判定）大規模大学等においては該非判定上の課題がないと回答した機関が多い一方で、中小規模大学等では難しさを指摘する回答があった。また、種々の工夫をして判定等を行っているケースもあった。
- ・（例外適用確認等）例外適用、取引審査等の難しさについても、種々の指摘がな

¹³ 【参考資料9】安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン（産学連携学会）、【参考資料10】研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン（産学連携学会）を参照のこと。

されている。

- ・（体制）大規模大学等においては、所定の体制を整備している一方で、中小規模大学等においては、試行錯誤等しながら体制を構築している様子がうかがえる。

（大学等における現状の課題）

- 研究者が安全保障貿易管理に適切に関与するための方策に検討課題がある。
- 中小規模大学等も含め、多様な大学等が効率的に安全保障貿易管理を取り組める体制構築に課題がある。

3-2 技術流出防止マネジメントに関する検討の方向性

（1）営業秘密管理に関する各大学等における取組課題

（基本的な方向性）

- 営業秘密管理は、大学等が組織として営業秘密管理の方針を示した上で、各研究者自身が主体的に取り組むことが重要である。大学等組織としては、適切な管理を実践できる環境を整備していく必要がある。営業秘密管理、秘密保持契約等に基づく法律事項であることには十分に留意すべきである。
- 営業秘密管理のためには、秘密管理すべき対象の明確化が必要である（例えば、秘密保持契約等における範囲の明確化）。
- 営業秘密管理を行う際において、大学特有の事情（教育研究の自由、学生の位置づけ）については十分配慮した上で、取組方針を検討することが重要である。

（実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築の必要性）

- 企業における営業秘密管理手法とは異なり、組織的な一元管理は困難を伴うケースもあり、各研究者自身が主体的に取り組むことがまずは重要である。大学等組織としては、営業秘密管理の方針を示し、管理手法・契約等のベストプラクティス（管理手法の提示、秘密保持契約の複数パターン整理等）を提示する等、各研究者が管理を実践できる環境を整備していく必要がある。その際に、企業で行われている営業秘密管理手法について、大学等での導入可能性を検討することも重要である¹⁴。
- 企業では営業秘密の不正取得が起きていても、適切な営業秘密漏えいのモニターが行われていないと、実際に生じている不正取得が検知できないといった問題があることも指摘されている。大学等においても情報システムを介した不正なアクセスの

¹⁴ 【参考資料7】企業における営業秘密管理の実情を参照のこと。また、【参考資料8】米国大学における技術流出防止マネジメントの事例も合わせて参照のこと。

検出等、組織として適切な監視活動を行うべきである。

- 全ての情報を秘密管理することは現実的でない中で、営業秘密管理すべき対象の明確化を検討すべきである（例えば、契約等において、秘密保持の範囲を明確にする等）¹⁵。特に、産学官連携（共同研究等）を推進していくに際して、産業界側と大学等側の秘密保持契約の在り方を検討すべきである。学術情報の自由な交流を基本理念とする大学等の立場も考慮し、秘密管理すべき対象を適切に定めることが重要である（例えば、秘密管理すべき対象や期間等を可能な限り限定的にするよう配慮する等）。
- 各状況に合わせて求められる管理水準を適切に設定し、求められる管理水準に合わせた管理を実行し得るように、営業秘密管理手法を検討すべきである。また、管理の度合いに応じた管理コスト・管理負担（物理的管理、技術的管理を施すに際して、必要となるコスト・負担等）を把握した上で、状況に合わせた管理を選択する必要がある。産学官連携活動における秘密保持契約においては、必要に応じて、営業秘密管理に必要となる管理コスト・管理負担等に関して企業側の理解を得て、適切な管理水準等を決定していくことが重要である。
- 特に、学生は教育を受ける権利を有していることを前提として、秘密管理を行うための管理の在り方としてベストな手法を検討すべきである。秘密保持に関しては、学生の研究発表や就職のことまで配慮し、産学官連携への関与の在り方等を十分検討する必要がある（例えば、産学官連携活動に参加すること自体にも学生の意思を尊重することや、企業側が求める研究成果の秘匿性のレベル分けに合わせて学生が関与する産学官連携活動の範囲を線引きすること、学生との雇用関係を検討すること等の種々の対応が考えられる）。

（学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性）

- 大学経営層が技術流出防止マネジメントに取り組むことの意義・必要性を適切に理解する必要がある（秘密保持契約を遵守することだけでなく、自身のノウハウの喪失機会を低減すること、企業からの信頼獲得による連携強化への進展等）。求められる営業秘密管理を適切に実現するために、必要に応じて、営業秘密管理に対する予算等対応措置を講ずることも検討すべきである。

¹⁵ 学術研究等によって自発的に創出された営業秘密情報等についても、秘密管理すべき対象の明確化は必要である。いわゆる職務発明と自由発明との区別を明確にし、大学等が組織的に関与すべき対象の明確化も必要である。

（研究者への普及啓発の必要性）

- 研究者に対して、営業秘密管理による技術流出防止に取り組む意義と必要性の理解を促進し、管理負担も考慮した上で、秘密管理が求められる状況においては適切な取組を実施できるよう普及啓発する必要がある。
- 研究者が営業秘密管理を実行できるように、管理レベルごとの具体的なマネジメント手法を例示する必要がある。また、研究者自身が、学生の位置づけを理解し、技術流出防止マネジメントに取り組む必要がある。

（リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性）

- 研究者からの技術流出防止対策について、相談対応ができるよう、担当者の配置等の、学内の専門人材等の配置と在り方を、その必要性も含めて検討すべきである。

（事例把握、情報共有の必要性）

- 秘密保持契約のベストプラクティス、具体的な管理手法等の事例を蓄積し、情報の共有を図る必要がある。
- 特別な状況下における技術流出防止マネジメントの在り方（例えば、複数企業と共同研究等を行う場合の情報のコンタミネーションの排除と各社への信頼確保の在り方）についても、検討する必要がある。

（２）安全保障貿易管理に関する各大学等における取組課題

（基本的な方向性）

- 安全保障貿易管理は法令遵守事項であることを、大学経営層、各研究者が認識し、取り組むことの意義と必要性を十分に認識することが重要である。特に、研究者自身が協力しながら取り組むことが重要である。
- 大学等の経営資源が限られている中で、リスクマネジメント人材の配置及び全学的なマネジメント体制について、各大学等の規模・特性に見合った在り方を検討する必要がある。

（実効的・効率的なマネジメント体制・システムの構築の必要性）

- 安全保障貿易管理のマネジメント人材として、大まかに分類して、安全保障貿易管理を専門的に行う者、研究マネジメントを行う一環で安全保障貿易管理も担当する者（例えば、URA等）の２段階のレベルが考えられる。この２段階のレベルは大学等の状況によっては必ずしも分離している必要はなく、安全保障貿易管理のマネ

ジメント人材が相談対応等に直接従事するケースもあり得る。このような組織作りにあたっては、研究マネジメントや産学官連携の担当部署等の他、学内部局等に安全保障貿易管理の担当教員を配置することの必要性も含めて、学内における安全保障貿易管理のマネジメント人材の配置や業務分担の適切な在り方を検討すべきである。その際、各大学等の経営資源が限られている中で、効果を最大化するためのマネジメント体制・システムの在り方を検討すべきであり、特に、中・小規模の大学等が適切に取り組むための体制・システムの在り方についても検討すべきである¹⁶。

- 安全保障貿易に係る各種情報が、安全保障貿易管理の担当部署等と必要に応じて共有されるように、学内体制を構築する必要がある。

（学長等のリーダーシップの下でのマネジメント強化の必要性）

- 大学経営層が安全保障貿易管理マネジメントに取り組むことの意義・必要性を適切に理解し、安全保障貿易管理に対する学内規程の整備、担当部署の明確化、予算等対応措置を図ることが必要である。安全保障貿易管理マネジメントに取り組む意義・必要性に関する理解促進方策の検討が必要である。

（研究者への普及啓発の必要性）

- 広範な技術内容をマネジメントしなければいけない大学等特有の事情から、マネジメント対象の技術内容を一番理解している研究者自身の関与が必要不可欠である。安全保障貿易管理に係るリスクマネジメント人材等と協同で取り組むことが求められる。研究者の理解促進に向けた普及啓発を行う必要がある。特に、安全保障貿易管理のマネジメントは、一律に研究等が中止・禁止される性質の対応を求められているのではなく、むしろ自由な研究環境を保証するための前提であることや、安全保障貿易管理が必要となる技術分野は一部の特定分野だけではないこと等、安全保障貿易管理に関する適切な理解が重要であり、そのための環境整備を行う必要がある。

（リスクマネジメント人材の確保・育成の必要性）

- 学内におけるマネジメント人材の配置の在り方に関する検討に合わせて、人材の確保・育成の在り方を検討すべきである。また、外部への相談を可能とする体制の在り方の検討が必要である。

¹⁶ 一つの大規模大学が中核となって安全保障貿易管理を行う体制を構築し、中核大学が周辺地域の中小規模大学の指導・相談を行うモデルが、本委員会において一つの案として提案された（その際、中小規模大学間で情報交換できるネットワーク作りも重要）。なお、研究内容については、情報共有範囲を含めた情報の取扱いには注意が必要であること、また小規模の大学であっても一定の管理体制を確立することが求められていることには、十分留意する必要がある。

- 安全保障貿易管理に関する種々のガイドラインやマニュアルは整備されている状況であるので、それに基づいて、リスクマネジメント人材が、実効的に業務に取り組める環境を構築することが重要である。また、大学等の研究環境（研究室内で複数の留学生がいる等の環境）の中で、適切なマネジメントの在り方を検討していく必要がある。

（事例把握、情報共有の必要性）

- 種々のガイドラインやマニュアルが整備されている中で、安全保障貿易管理に取り組むに際して、リスクマネジメント人材が取り組みやすい環境構築のための情報共有の在り方（例えば、安全保障管理上のベストプラクティスについて、情報を共有する等）について検討すべきである¹⁷。

（３）技術流出防止マネジメントに関する本委員会におけるさらなる検討事項

- 本委員会においては、上記「各大学等における取組課題」に対する各大学等の取組事例の情報収集等を行い、技術流出防止マネジメントの在り方についてさらに検討を進めていく必要がある。また、実効的なマネジメントの在り方として推奨されるモデル等を情報共有する等、各大学等が技術流出防止マネジメントの取組を行いやすい環境整備の構築について検討していく必要がある。

¹⁷ 【参考資料 11】安全保障貿易管理関係情報における、既に集約されている情報についても、適宜参照のこと。

4. 産学官連携リスクマネジメントの定着に向けて

4-1 大学等に期待される取組

- 学長等がリーダーシップを発揮し、社会との連携の位置づけも含めた明確なビジョンを策定し、大学等の有する知的資産の有効で効果的な活用のための施策の一環としてリスクマネジメントに対する取組強化を図ることが重要である。そのためにも、各大学等の理事会等の場で議論をし、産学官連携リスクマネジメントの在り方を検討することが望まれる。本報告書で示した取組課題等を参考にしながら、各大学等のビジョンや特性に即した具体的な取組方策を検討することが重要である。
- 各大学等においては、自主的な取組を推進することで、それぞれの特性に合わせた多様な体制・システム等の形成が期待される。産学官連携に係るリスクマネジメントを、管理取締的な画一的なマネジメントではなく、社会との連携における大学等のインテグリティの確立に向けた戦略的マネジメントであることを適切に理解し、自主的な取組が加速することが期待される。

4-2 行政に期待される取組

- 産学官連携リスクマネジメントは、本来、各大学等が自主的に行うべき性格のものであることを、各大学等が認識した上で取組を進め、産学官連携活動を促進していくことが重要である。

一方で、一大学だけでは取り組みにくい部分や、複数の大学等が共通で取り組むことで効果が最大化する部分等について、行政側が枠組み作りや支援を行い、産学官連携リスクマネジメントの定着を図るための後押しが重要である。具体的には、産学官連携リスクマネジメントに関する、以下のような取組が想定される。

第5期科学技術基本計画に向けて、我が国において大規模な共同研究等の産学官連携活動をさらに拡大していくためにも、産学官連携に伴うリスクマネジメントに対する、各大学等の着実な取組促進が必要不可欠であり、行政側に期待される役割は大きい。

①産学官連携リスクマネジメントモデル事業を通じた体制・システム整備

2015年より産学官連携リスクマネジメントモデル事業を開始し、いくつかの大学等において、リスクマネジメントに係る体制・システムのモデルを構築する予定となっている（採択機関は公募予定）。他機関にとって参考となるモデルを短期間で構築し、構築したモデルを全国の大学等に展開していくことが期待される。

その際に、体制・状況等の異なる多様なモデル構築が重要である。

また、利益相反マネジメントや技術流出防止マネジメントだけでなく、多様なリスク要因についてモデルを構築していくことが期待される。

②産学官連携リスクマネジメントに関する情報の機関間共有の場の構築

産学官連携リスクマネジメントに関する事例等の情報は、非常に有用である一方で、機微な情報も包含するために機関間での共有が進みづらい現状がある。2016年以降、大学等のネットワーク化等を通じて、リスクマネジメントに係る機関間の情報共有のための場を、行政が主導して構築することが期待される。

③産学官連携リスクマネジメントに関する環境整備

産学官連携リスクマネジメントに関する本委員会での検討と連動しながら、必要に応じて、ガイドライン、事例集等の作成を行う等、各大学等がリスクマネジメントに取り組みやすい環境を整備していくことが、行政に期待される。上記産学官連携リスクマネジメントモデル事業の情報等も参考にしながら、2016年以降に取組を進めていくことが期待される。

④産学官連携リスクマネジメントの取組に関する各大学等への普及啓発

産学官連携活動を行っていく大学等においてはリスクマネジメントの取組が必要不可欠であることについて周知し、各大学等の自発的な取組を促していくことが行政に期待される。2015年から継続的に実施し、各大学等での取組進展を図っていくことが重要である。

4-3 本委員会におけるさらなる検討事項

(1) 産学官連携リスクマネジメントの総合的な定着に向けて

- 本検討委員会において、本報告書で抽出した取組課題に対する大学等の取組事例等を収集し、さらに検討を深める。特に、以下のような事項を検討し、環境整備を進めることで、大学等における主体的な取組を促進するとともに、行政が行うべき事項を明確化していくことが考えられる。

- ・ マネジメント体制・システム等のモデル構築とその普及に向けた環境整備
- ・ 大学経営層が、産学官連携リスクマネジメントの全体像と取り組む意義を、容易に理解できるようにするための環境整備
- ・ 研究者等が、産学官連携リスクマネジメントの全体像と取り組む意義を、容易に理解し、さらにどのようなアクションをすべきか認識できるための環境整備
- ・ 必要に応じ、リスク要因ごとのガイドライン等の充実化等

- ・リスク要因ごとの事例集の作成、事例共有の仕組みづくり等

（２）その他のリスク要因について

- 本報告書のとりまとめに際しては、利益相反、技術流出といったリスク要因に関する取組課題等を優先的に議論し、取りまとめを行ったが、産学官連携活動におけるその他のリスク要因についても、リスクマネジメントの在り方について、今後検討すべきものもある。特に、以下のリスク要因に対するマネジメントの在り方については、十分検討することが重要であると考えられる。

①国際産学官連携活動を促進する上でのリスクマネジメント

外国企業等との産学官連携活動（知的財産の実施許諾等を含む）を行うことは、我が国の研究成果であるにも関わらず国内企業に損失をもたらす場合もあるという否定的な意見が提起されるケースもある。国際産学官連携活動を進める際に、リスクマネジメント上配慮すべき事項等を今一度整理すべきである。

②発明報奨に潜むリスクマネジメント

職務発明等に対する適切な発明報奨や利益配分の在り方といった、職務発明等に関する大学等内での運用の在り方を検討すべきである。

おわりに

産学官連携活動におけるリスクマネジメントは、機関の規模等に関わらず社会との連携を求めるすべての大学等が取組を求められることである。今後、産学官連携活動を推進していく各大学等が、学長等のリーダーシップの下で明確なビジョンを策定し、産学官連携リスクマネジメントを大学経営上の重要な要素と位置づけて積極的に取り組むことが重要である。大学等のインテグリティを維持・確立し、産学官連携活動を適切に推進していくことで、大学等が社会に価値を提供し、社会の発展に寄与していくことが期待される。

本報告書は、産学官連携リスクマネジメントの取組に関して、大学等が目指すべき方向性や解決すべき課題等を整理することで、各大学等における産学官連携リスクマネジメントの具体的な取組の促進を目的とする。特に、喫緊の課題となる「利益相反」、「技術流出」について中心に検討を進め、大学等における取組課題を取りまとめたところである。

各大学等においては、理事会等の場で大学経営層を巻き込んで議論を行い、産学官連携に伴うリスクへの対応方針の検討を進めることが期待される場所である。その際に、本報告書で示した取組課題等を参考にしながら、各大学等のビジョンや特性に即した具体的な取組方策の検討が進展していくことが望まれる。

また、行政においては、産学官連携リスクマネジメントに関する枠組み作りや支援を行い、産学官連携リスクマネジメントの定着を図り、我が国における産学官連携活動の加速化・本格化に向けた後押しをしていくことが期待される場所である。

大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会
委員名簿

(臨時委員)

- ◎渡部俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授
○馬場章夫 大阪大学理事・副学長

(専門委員)

- 足立和成 山形大学大学院理工学研究科教授
飯田香緒里 東京医科歯科大学研究産学連携推進機構教授、産学連携研究センター長
伊藤伸 東京農工大学大学院工学府教授
伊藤正実 群馬大学産学連携・共同研究イノベーションセンター教授
苛原稔 徳島大学医学部長
植木俊哉 東北大学理事
江戸川泰路 新日本有限責任監査法人パートナー
新谷由紀子 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室准教授
田仲信夫 一般財団法人安全保障貿易情報センター理事、総務企画部長
西尾好司 株式会社富士通総研経済研究所主任研究員
野口義文 立命館大学研究部事務部長、産学官連携戦略本部副本部長
芳賀信彦 東京大学大学院医学系研究科教授
林いづみ 桜坂法律事務所弁護士
平井昭光 レックスウェル法律特許事務所長、弁護士、弁理士
三尾美枝子 キューブM総合法律事務所弁護士
峯木英治 株式会社ブリヂストン知的財産本部長

◎：主査、○：主査代理

(五十音順、敬称略)

科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会
大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会
審議経過

第1回 平成27年4月23日（木）

- 運営規則について
- 大学等における産学官連携リスクマネジメントの現状と課題について
 - ・ 大学等における利益相反マネジメントの現状と課題
（飯田香緒里委員プレゼンテーション）
 - ・ 大学等における営業秘密管理マネジメントの現状と課題
（伊藤伸委員プレゼンテーション）
 - ・ 大学等における安全保障貿易管理マネジメントの現状と課題
（足立和成委員プレゼンテーション）

第2回 平成27年5月20日（水）

- 大学等における産学官連携リスクマネジメントに関する検討の方向性について
 - ・ 組織的利益相反とアカデミック・ソーシャル・レスポンシビリティ
（上山隆大産業連携・地域支援部会臨時委員プレゼンテーション）
 - ・ Institutional Conflicts of Interest のマネジメント（米国の状況）
（西尾好司委員プレゼンテーション）
 - ・ COI の現場と今後（平井昭光委員プレゼンテーション）
 - ・ 報告書（案）について

第3回 平成27年6月19日（金）

- 大学等における産学官連携リスクマネジメントに関する検討の方向性について
 - ・ 産総研における利益相反マネジメントについて（定期自己申告システムの概要）
（米山千佳子産業技術総合研究所総務本部法務室室長プレゼンテーション）
 - ・ 報告書（案）について